

# 情報提供

2020年4月9日

市商連 常任理事 様  
各区商連 事務局 様

大阪市商店会総連盟 事務局

## 「持続化給付金」(緊急経済対策) について

いつもお世話になっております。

さて、標題について、中小企業庁より情報提供がありましたので、お知らせいたします。

なお、現在、制度の具体的な内容や条件について検討されており、詳細が決まり次第公表されることになっていきますので、ご注意ください。(令和2年度補正予算の成立が前提です)

### 経産省/中小企業 200万円、個人事業 100万円「持続化給付金」創設

2020年4月8日

経済産業省は4月8日、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える「持続化給付金」を創設したと発表しました。

#### 【持続化給付金の概要】(出典：新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ)

給付対象者は、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者。

#### 【計算式】

・前年の総売上(事業収入) - (前年同月比-50%月の売上×12カ月)

※上記の算出方法により、法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給すること。

事業は令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがある。詳細な条件や申請方法等については、決定次第速やかに、経済産業省HP等で公表するとしています。

なお、経産省では4月7日に公表された緊急経済対策の支援内容を受け、補正予算の成立を前提に、事業者向け支援策のパンフレットを大幅に改訂しました。

■問合せ先 中小企業庁 金融・給付金相談窓口 平日・休日9時~17時  
TEL : 03-3501-1544

■新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>